

被扶養者認定基準

被扶養者認定基準		
被扶養者の範囲	<p>1. 網掛けは、別居の場合も認定対象(兄弟は平成28年10月から)</p> <p>2. 網掛け以外は、本人(被保険者)と同一世帯に限り認定対象</p> <p>3. ○数字は、血族の親等数(本人の系統)</p> <p>4. ()数字は、姻族の親等数(配偶者の系統)</p>	
生計維持関係	<p>同一世帯の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上または概ね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満)であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満であること。 ・ 但し、認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上(中略)180万円未満)であって、かつ、被保険者の年間収入を上回らない場合には、その世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該被保険者の収入がその世帯の中心的役割をなしていると認められるときは、被扶養者になれる。
	<p>別世帯の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上(中略)180万円未満)であって、かつ、被保険者からの援助(仕送り)による収入額より少ない場合は、原則として被扶養者になれる。

(注) 上記、生計維持の基準により被扶養者の認定を行うことが実態と著しくかけ離れており、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合には、その具体的事情に照らし最も妥当と認められる認定を行うこととなります。

(注) 自営業の場合、課税対象額ではなく、売上総額から最低必要限度の経費を控除した額を収入とみなして認定します。例えば、租税公課、減価償却費、損害保険料、借入金利子、通信費、宣伝・広告費、光熱費、接待費、福利厚生費、消耗品費、雑費等は、原則として控除されるべき経費から除外します。